

建築士事務所登録と変更等の手引き

令和7年4月 更新

- 1 建築士事務所の登録とは（建築士法第23条）
- 2 登録（新規及び更新）の申請手続き
（1）登録申請者が「法人」の場合
（2）登録申請者が「個人」の場合
- 3 変更の届出（建築士法第23条の5）
- 4 廃業等の届出（建築士法第23条の7）
- 5 建築士事務所登録証明及び登録簿等の閲覧
- 6 管理建築士の専任（建築士法第24条第1項）
- 7 設計等の業務に関する報告書（建築士法第23条の6、同法施行規則第20条の3）
- 8 標識の掲示（建築士法第24条の5、建築士法施行規則第22条（第7号様式））
- 9 申請書類等の入手方法について
- 10 様式の記入例

【注意】

建築士事務所の申請書等は、直接、または郵送にて一般社団法人富山県建築士事務所協会に提出してください。

郵送による提出の場合、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

（担当窓口）

富山県指定事務所登録機関

一般社団法人富山県建築士事務所協会

〒930-0094 富山県富山市安住町7番1号 富山県建築設計会館2階

電話 076(442)1135

登録申請等の受付及び相談の日時

土曜・日曜・祝日・正月盆休みを除く下記の時間。

受付時間 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分

1 建築士事務所の登録とは (建築士法第 23 条)

次の方は、建築士法第 23 条の定めるところにより、建築士事務所の登録を受けなければなりません。

(1)他人の求めに応じ報酬を得て、**設計等***を行うことを業としようとする建築士の方

(2)建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、**設計等**を行うことを業としようとする方

※**設計等**とは、次の業務を言います。

- ①建築物の設計
- ②建築物の工事監理
- ③建築工事契約に関する事務
- ④建築工事の指導監督
- ⑤建築物に関する調査または鑑定
- ⑥建築に関する法令または条例に基づく手続きの代理

* 登録は、建築士事務所が所在する**都道府県**で登録を受けなければなりません。

* 登録の有効期間は、**5年間**です。

* 無登録業務は禁止されています (建築士法第 23 条の 10)。無登録で報酬を得て設計等を業として行った場合は、懲役又は罰金に処されます (建築士法第 38 条)。

* 申請者が建築士法第 23 条の 4(登録の拒否)各項に該当する場合は、登録できないことがあります。

* 建築士事務所は、建築士法第 24 条に定める、専任の建築士が管理をしなければなりません。

また、建築士事務所を管理する建築士 (以下「管理建築士」という) が不在となった場合は、**30 日以内に廃業の届出を提出**しなければなりません。

* 開設者には、建築士法により、設計等の業務に関する報告書の提出、再委託の制限、帳簿・図書の保存、標識の掲示、書類の閲覧、設計・工事監理契約の際の重要事項の説明、書面による契約締結等が義務付けられています。

* 個人が開設した建築士事務所の場合、**開設者を変更することはできません**。

* 建築士事務所登録の**申請及び変更等の届出**は、直接、または郵送にて(一社)富山県建築士事務所協会に書類を提出してください。

2 登録（新規及び更新）の申請手続き

* 手続きの流れ

富山県建築士事務所協会へ申請書等提出 ⇒ 手数料納入 ⇒ 受理 ⇒ 審査 ⇒ 登録 ⇒ 登録の通知

※ 新規申請の登録については、通常、申請書受理後 10 日間程度の期間を要します

* 登録手数料

(一社)富山県建築士事務所協会内の「受付窓口」で現金、または振込による納付となっています。

一級・二級・木造建築士事務所 **24,000 円**

<振込先>

- ・ゆうちょ銀行からお振込みの場合

ゆうちょ銀行 振替口座 00750-2-108431

シヤ) トヤマケンケンチクシジムショキョウカイ

- ・ゆうちょ銀行以外の銀行口座からお振込みの場合

ゆうちょ銀行 079店 当座 0108431

シヤ) トヤマケンケンチクシジムショキョウカイ

* 更新の申請は、**有効期間満了の日前 30 日までに**しなければなりません(建築士法施行規則第 18 条)。

(一社)富山県建築士事務所協会では**満了日の 2ヶ月前から**受け付けております。なお、更新の手続きを行わない場合は、登録が抹消されます。

* 更新の登録を申請する際、申請内容(建築士事務所の所在地・開設者名・役員名等)が、登録されている内容と異なる場合は、**変更届を提出してから更新の手続き**をしてください。

(1) 登録申請者が「法人」の場合

	提出書類	摘要	提出部数	
申請書類	①建築士事務所登録申請書	注1	正・副各1部	
	②所属建築士名簿(第二面)	管理建築士を筆頭に、所属建築士を全員記入。		
	③役員名簿(第三面)	登録上の代表者を筆頭に、役員全員を記入。 注3		
	④業務概要書(イ)	新規申請の場合は不要。 注4		
	⑤略歴書(登録申請者)(ロ)			
	⑥略歴書(管理建築士)(ロ)	登録申請者が兼ねる場合は不要。		
	⑦誓約書(ハ)			
	⑧定款の写し	注5		
確認資料	⑨商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	3ヶ月以内のもの。(コピーでも可)	正1部	
	⑩建築士事務所の付近見取り図	住宅地図等のコピーでも可		
	管理建築士	⑪建築士免許証(証明書)の写し		正・副各1部
		⑫専任証明	注6	
		⑬管理建築士講習修了証の写し	注8	
⑭定期講習修了証の写し		受講していた場合のみ提出。 注9		

(2) 登録申請者が「個人」の場合

	提出書類	摘要	提出部数	
申請書類	①建築士事務所登録申請書	注2	正・副各1部	
	②所属建築士名簿（第二面）	管理建築士を筆頭に、所属建築士を全員記入。		
	③業務概要書（イ）	新規申請の場合は不要。 注4		
	④略歴書（登録申請者）（ロ）			
	⑤略歴書（管理建築士）（ロ）	登録申請者が兼ねる場合は不要。		
	⑥誓約書（ハ）			
確認資料	⑦建築士事務所の付近見取り図	住宅地図等のコピーでも可。	正1部	
	管理建築士	⑧建築士免許証（証明書）の写し		正・副各1部
		⑨専任証明	注7	
		⑩管理建築士講習修了証の写し	注8	
		⑪定期講習修了証の写し	受講していた場合のみ提出。 注9	

注1 * 建築士事務所の名称は**法人名だけでなく、その法人名の前後どちらかに「一級（二級・木造）建築士事務所」**と追加することを推奨しています。（更新申請の場合、既存の名称を記入してください。）

（例） 株式会社雷鳥建設一級建築士事務所、一級建築士事務所株式会社雷鳥建設

株式会社雷鳥建設富山支店一級建築士事務所、一級建築士事務所株式会社雷鳥建設富山支店

* 登録申請者名には、法人の名称と代表者氏名を併記してください。なお、代表者は原則「業務を執行する権利」＝商法上の代表権を有する者です。

（例） 雷鳥建設株式会社

代表取締役 雷鳥 太郎

* 同一法人で、建築士事務所を複数（支店や営業所など）設置して設計等を行う場合には、事務所ごとに登録が必要です。

注2 事務所の名称は**前後どちらかに「一級（二級・木造）建築士事務所」**と追加することを推奨しています。（更新申請の場合、既存の名称を記入してください。）

（例） 雷鳥太郎一級建築士事務所、一級建築士事務所雷鳥太郎

注3 役員名簿には、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種組合の理事等）等（監査役は除く）を記入してください。

注4 更新申請の場合は、過去5年間に行った主な業務を最近のものから、所定の用紙1枚分記入してください。なお、記入する業務が無い場合は、「実績なし」等と記入してください。

注5 代表者が「原本の内容と相違ない」（最終ページ等の余白に「原本の内容と相違ない」の旨・法人名・代表者名及び年月日を記載してください。）旨を証明したもので、事業目的に、建築士法第23条で定められている下記業務のいずれかについて記載されているものが必要です（例「建築物の設計・工事監理」）。記載されていない場合は、事業目的に追加又は変更して所轄法務局に届けてから登録申請してください。

- ・ 建築物の設計
- ・ 建築物の工事監理
- ・ 建築工事契約に関する事務に関する業務
- ・ 建築工事の指導監督に関する業務
- ・ 建築物に関する調査に関する業務
- ・ 建築物に関する鑑定に関する業務
- ・ 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理に関する業務

注6 *管理建築士を登録申請者が兼ねる場合は不要です。

*管理建築士の専任（常勤）を証明するものとして、次のような資料を提出してください。

- ・ 健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し。
- ・ 雇用保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し。
- ・ 住民税の特別徴収税額通知書（事業者あてのもの）の写し

*出向の場合や他社の役員（非常勤）を兼ねている場合等は、個別に担当窓口でご相談ください。出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）・出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。

*管理建築士の専任性については、「6 管理建築士の専任」（p9）をご覧ください。

注7 *管理建築士を登録申請者が兼ねる場合は不要です。

*管理建築士の専任（常勤）を証明するものとして、次のような資料を提出してください。

- ・ 雇用保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し。
- ・ 管理建築士の氏名が専従者欄に記載されている確定申告書の写し。

*管理建築士の専任性については、「6 管理建築士の専任」（p9）をご覧ください。

注8 修了証の交付をもって講習修了考査の合否が確定するため、講習を修了しただけでは受付することができません。申請時には、**管理建築士の講習修了証の写し**を必ず添付してください。

注9 管理建築士が、定期講習（建築士法第22条の2）を受講しているときは、**「定期講習修了証」（直近のもの）」**の写しを添付してください。また、建築士事務所に所属する全ての建築士は、定期講習を滞りなく受講（建築士試験に合格した翌年度から3年を経過していない建築士を除く）し、その後3年度ごとに受講する必要があります。

3 変更の届出 (建築士法第 23 条の 5)

登録後、下表の変更事項に該当する場合(事務所登録申請書(第一面～第三面)の内容に変更があった場合は、建築士事務所登録事項変更届(以下、変更届という)を提出しなければなりません。下表にしたがって必要な書類を提出してください(提出部数 2 部とは正本 1 部、副本 1 部となります)。

法人の商号、所在地、役員、並びに代表者の変更等では、商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書等)で**変更事項にかかる記載がされていることを確認してください。**

なお、変更の届出の義務を怠ると、開設者は処分を受けることもありますので注意してください(建築士法第 26 条第 2 項第 3 号)。

(変更届の提出期限)

- ・所属建築士の変更 : 変更日より **3 ヶ月以内**
- ・上記以外 : 変更日より **14 日以内**

(提出先・方法)

(一社) 富山県建築士事務所協会に直接持参、または郵送にて提出
(郵送の場合、切手を貼付した返信用封筒を同封のこと)

提出書類	変更事項		建築士事務所				開設者				管理建築士 注 3	所属建築士	提出部数
			名称		所在地		個人		法人				
	個人	法人	個人	法人	氏名 注 1	所在地等	商号・所在地等	代表者名 注 2	役員就任・退任等				
建築士事務所登録事項変更届 注 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	正・副各 1 部
所属建築士名簿(別紙 2) 注 5												○	
役員名簿(別紙 1) 注 6								○	○				
略歴書(登録申請者)(口)					○			○					
略歴書(管理建築士)(口)										○			
誓約書(ハ)					○			○					正 1 部
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書等、3 ヶ月以内発行のもの)(コピーでも可)		○						○	○	○			
建築士事務所の付近見取り図(住宅地図等のコピーでも可)			○	○									
管理建築士に関する書類	建築士免許証(証明書)の写し										○		正・副各 1 部
	専任証明(管理建築士の専任《常勤》を証明するもので、事業者名が記載された健康保険被保険者証の写し・雇用保険被保険者証の写し・住民税の特別徴収税額通知書の写し等) 注 7										○		
	管理建築士講習修了証の写し 注 8										○		
	定期講習修了証の写し(管理建築士が、定期講習を受講したとき) 注 9										○		

- 注1** 個人建築士事務所の場合、開設者の変更はできません。また、改姓等による氏名の変更があった場合は、変更の届出が必要です。
- 注2** 事務所登録上の代表者であって、代表者を退任等し、同時に、業務執行をする役職を退任等した場合には、代表者変更と併せて役員変更が必要です。（例えば、株式会社で、事務所登録上の代表者が代表取締役を退任等し、同時に、取締役も退任等した場合等）
- 注3** 管理建築士の氏名変更（改姓・改名）の場合は、免許証の変更後、次の書類を提出してください。
- ・ 建築士事務所登録事項変更届（2部）
 - ・ 氏名変更後の建築士免許証の写し（2部）
- なお、氏名の変更等、建築士免許証の登録事項（記載事項）及び住所等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、一級建築士の場合は住所地の都道府県へ、二級建築士・木造建築士の場合は登録してある都道府県に変更届を提出しなければなりません。
- 注4** 代表者を変更した場合等の変更届は、**変更後の代表者名**で届出してください。
- 注5** 所属建築士の変更対象者は、当該所属事務所に新たに加わった者、削除した者のほか、既登録済の所属建築士が、改姓や改名で変更した場合、「木造」→「二級」→「一級」の級種が変更した場合にも適用となります。
- 注6** * 役職名の変更（組織上の役職名は、除きます。）の場合には、個別に窓口にご相談してください。
* 業務執行をする役職に就任し、同時に、代表者に就任後、事務所登録上の代表者となる場合には、役員変更と併せて代表者の変更が必要です。（例えば、株式会社で、新たに取締役に就任し、当該取締役が代表取締役に就任後、事務所登録上の代表者となる場合等）
- 注7** * 管理建築士を登録申請者が兼ねる場合は不要です。
* 出向の場合や他社の役員（非常勤）を兼ねている場合等は、個別に担当窓口でご相談ください。
出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）・出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。
* 管理建築士の専任性については、「6 管理建築士の専任」（p9）をご覧ください。
- 注8** 修了証の交付をもって講習修了考査の合否が確定するため、講習を修了しただけでは受付することができません。申請時には、**管理建築士の講習修了証の写し**を必ず添付してください。
- 注9** 管理建築士が、定期講習（建築士法第22条の2）を受講しているときは、「**定期講習修了証**」（**直近のもの**）の写しを添付してください。所属事務所に所属する全ての建築士は、定期講習を滞りなく受講（建築士試験に合格した翌年度から3年を経過していない建築士を除く）し、その後3年度ごとに受講する必要があります。

4 廃業等の届出 (建築士法第 23 条の 7)

次の表の①～⑤までの一つに該当することになった場合は、届出者は**30 日以内**に廃業届を提出しなければなりません。**建築士事務所廃業等届書 (2 部)**のほか、下表中の書類を提出してください。

該当者事項	届出者	提出書類
全ての廃業事項		・ 廃業等届書 (2 部) ・ 登録申請書副本 (原本) ・ 建築事務所登録(更新)通知書 ・ 紛失届 (登録通知書等を紛失された場合)
①建築士事務所の開設者が、その業務を廃止したとき	開設者であった者	
②建築士事務所の開設者(個人の場合)が死亡したとき	その相続人	・ 相続人を確認できる書類 (戸籍謄本等)
③建築士事務所の開設者が破産をしたとき	その管財人	・ 破産管財人を確認できる書類
④法人が合併により解散したとき	その役員であった者	・ 解散の事実を証する書類 (閉鎖事項証明書等)
⑤法人が合併又は破産以外の理由により解散したとき	その清算人	・ 解散の事実を証する書類 (閉鎖事項証明書等)

* **(一社) 富山県建築士事務所協会**に直接持参、または郵送にて提出
(郵送の場合、切手を貼付した返信用封筒を同封のこと)

* 次の場合、従前の登録を廃業して、新規に登録し直してください。

- ・ 個人の事務所から法人の事務所、又は逆の場合。
- ・ 二級又は木造の事務所から一級の事務所、又は逆の場合。
- ・ 他都道府県へ事務所を移転する場合 (新規登録は移転先の都道府県で行なってください)。
- ・ 個人建築士事務所の場合、開設者を変更することはできませんので (氏名の変更を除く)、この場合は、従前の建築士事務所を廃業し、新規に登録をしてください。

* 開設者名・法人名・所在地等が、登録内容と異なっていた場合は、変更の手続きをしてから、廃業の届け出をしてください。

* **管理建築士が不在となった場合は、すみやかに「廃業の届出」をしてください。**

5 建築士事務所登録証明及び登録簿等の閲覧

(1) 登録簿証明書

建築士事務所登録証明書が必要な方は、「建築士事務所登録証明願」(第 5 号様式)を記入のうえ、直接持参、または郵送にて窓口へ提出してください。

(郵送の場合、切手を貼付した返信用封筒を同封のこと)

- ・ 法人の場合は、開設者氏名欄に会社名と代表者名等を記入してください。
- ・ 証明手数料は 1 通につき 450 円です。現金、または振込にて納付ください。

(2) 登録簿等の閲覧（建築士法第 23 条の 9）

(ア) 建築士事務所の登録簿の閲覧

現在有効な富山県知事登録を受けている建築士事務所の登録簿は、閲覧ができます。閲覧が必要な方は、「建築士事務所登録閲覧申請書」（第 10 号様式）に必要事項を記入のうえ、窓口に提出してください。

(イ) 設計等の業務に関する報告書の閲覧

現在有効な富山県知事登録を受けている建築士事務所が毎事業年度経過後三ヶ月以内に提出する設計等の業務に関する報告書を閲覧することができます。閲覧が必要な方は「建築士法第 23 条の 6 に規定する設計等の業務に関する報告書閲覧申請書」（第 11 号様式）に必要事項を記入のうえ、窓口に提出してください。

(ウ) 閲覧手数料

閲覧に掛かる手数料は無料です。

6 管理建築士の専任（建築士法第 24 条第 1 項）

管理建築士とは、建築士として 3 年以上の設計等の業務（建築士法施行規則第 20 条の 5）に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した者であり、建築士事務所を管理する建築士として、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括します。一級建築士事務所は専任の一級建築士が、二級建築士事務所は専任の二級建築士が、木造建築士事務所は専任の木造建築士が管理することになっています。

専任とは、**事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う**ことであり、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません。

*管理建築士は、複数の建築士事務所の管理建築士及び所属建築士となることができません。

*派遣労働者は、管理建築士にはなれません。

*原則として、次の場合は管理建築士にはなれません。

- ① 他の法令により、専任が義務づけられている者（建設業の専任技術者、専任の宅地建物取引主任者等については兼任を認める場合がありますので、登録窓口にご相談ください。).
- ② 他の営業等について専任に近い状態にある者
- ③ 住所と事務所所在地が遠距離で、常識上通勤不可能な者

管理建築士のいない建築士事務所は登録要件を欠くので**登録できません**。また、**建築士の名義借り**又は**名義貸しは禁止**されています（建築士法第 24 条の 2）。これらの事実がある場合は、開設者及びその建築士に対して、建築士事務所登録の取消や建築士免許の取消等の処分が行われることとなります（建築士法第 10 条、第 26 条、第 38 条）。

7 設計等の業務に関する報告書 (建築士法第 23 条の 6、同法施行規則第 20 条の 3)

開設者は、事業年度ごとに建築士法第 23 条の 6 及び建築士法施行規則第 20 条の 3 の規定により定める事項（第六号の二書式）を提出しなければなりません。

詳しくは、(一社)富山県建築士事務所協会のホームページ掲載の「設計の業務に関する報告（業務報告）作成手引き」をご覧ください。

8 標識の掲示 (建築士法第 24 条の 5、建築士法施行規則第 22 条（第 7 号様式）)

開設者は、建築士事務所において、公衆の見やすい場所に、次の標識を掲げなければなりません。

標識の大きさは、縦 25cm 以上、横 40cm 以上で、記載内容は、建築士事務所の名称及び一級・二級・木造の別、登録番号、開設者名、管理建築士名、登録の有効期間等を記載しなければなりません。

標識はご自分で作成するか (一社)富山県建築士事務所協会等でご購入ください。

○法人の場合の例

雷鳥建設株式会社一級建築士事務所	
登 録	一級建築士事務所 富山県知事登録第 (●) 号
開 設 者	雷鳥建設株式会社 代表取締役 雷鳥太郎
管理建築士	一級建築士 雷鳥次郎
登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日

↑
25cm 以上
↓

← 40cm 以上 →

○個人の場合の例

雷鳥太郎一級建築士事務所	
登 録	一級建築士事務所 富山県知事登録第 (●) 号
開 設 者	雷鳥太郎
管理建築士	一級建築士 雷鳥次郎
登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日

↑
25cm 以上
↓

← 40cm 以上 →

9 様式の記入例

(1) 建築士事務所登録申請書

富事協様式第1号 (用紙A4)		※しるしのある欄は記入しないでください。		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 50%; width: 30px; text-align: center;">正</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30px; text-align: center;">副</div> </div> <p style="text-align: center;">○で囲む</p>		<h1 style="margin: 0;">建築士事務所登録申請書</h1> <p style="margin: 0;">(第一面)</p>		
<p>〔記入注〕</p> <p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。</p> <p>3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。</p>		※登録手数料		
<p>建築士事務所の登録を申請し、この申請書及び添付書類の記載</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>書類を提出する日を記入</p> <p>登録申請者氏名</p> <p>富山県指定事務所登録機関 一般社団法人富山県建築士事務所協会会長 様</p>		<p>・法人事務所の場合、登録申請者氏名欄には法人の名称と代表者氏名を記入。</p> <p>・代表者は商法で規定された代表権を所有する者とする。</p>		
建築士事務所	ふりがな			
	名 称			
	所在地	〒 - TEL () -		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所		
登録申請者	個人であるとき	ふりがな		
		氏 名	建築士の資格	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし
	法人であるとき	住所	〒 - TEL () -	
		事務所所在地	〒 - TEL () -	
建築士事務所を管理する建築士	ふりがな			
	氏 名	登録番号		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	建築士	登録を受けた道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	管理建築士講習を修了した日	年 月 日	修了証番号	
	富山県知事登録 第 () 号	※		
新規	更新	※登録年月日及び登録番号	令和 年 富山県知事登録 第 () 号	登録更新申請の場合は、更新前 (現在) の内容を記入
処理欄		本届出書の作成者	氏名 : TEL :	
		副本返却連絡者	氏名 : TEL :	
		(作成者以外の場合のみ)	TEL :	

(第二面)

所属建築士名簿

【記入注意】

- 1 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 2 一級建築士は「一級」、二級建築士は「二級」、木造建築士は「木造」と記入してください。
- 3 構造設計一級建築士は「構造」、設備設計一級建築士は「設備」と記入してください。

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあって は、その旨	構造設計一級建 築士証又は設 備設計一級建築 士証の交付番号
とやま じろう 富山 次郎	一級	第99999号		構造	第3333号
たてやま さぶろう 立山 三郎	一級	第88888号		設備	第2222号
じょうはな たてこ 城端 建子	一級	第77777号			
やつお ごろう 八尾 五郎	二級	第66666号	富山県		
しょうがわ すみこ 庄川 住子	木造	第1234号	富山県		
講習修了証番号(例 第〇〇A〇-〇〇〇〇〇N号)ではなく、 構造設計一級建築士証 または 設備設計一級建築士証番号 (例 第〇〇〇号)を記入					
別紙の有無をチェック。 所属建築士の人数が多く、記入しきれない場合は「有」に チェックを入れ、この第二面を別紙として活用する					
(備考) 別紙	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	合計	5 名	一級建築士 3 名 二級建築士 1 名 木造建築士 1 名 構造設計一級建築士 1 名 設備設計一級建築士 1 名	
				建築士の種類ごとの人数を記入	

(第三面)
役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	性別	役名	生年月日
らいちょう たろう 雷鳥 太郎	男 女	代表取締役	明治・大正 25 年 2 月 5 日 昭和・平成
らいちょう いちろう 雷鳥 一郎	男 女	取締役	明治・大正 52 年 5 月 8 日 昭和・平成
たてやま さぶろう 立山 三郎	男 女	取締役	明治・大正 33 年 3 月 3 日 昭和・平成
いみず ななみ 射水 七美	男 女	執行役	明治・大正 30 年 5 月 3 日 昭和・平成
	男 女		明治・大正 年 月 日 昭和・平成
	男 女		明治・大正 年 月 日
	男 女		明治・大正 年 月 日 昭和・平成
	男 女		明治・大正 年 月 日 昭和・平成
	男 女		明治・大正 年 月 日 昭和・平成
	男 女		明治・大正 年 月 日
	男 女		明治・大正 年 月 日

・申請者が法人の場合は、その全ての役員について、
氏名(漢字)、氏名のふりがな、性別、役名、生年月日を必ず記入してください。
・開設者を筆頭とし、それ以降は、商業登記簿謄本の記載順に記入いただきますようお願いいたします。

別紙の有無をチェック。
役員の人数が多く、記入しきれない場合は「有」に
チェックを入れ、この第三面を別紙として活用する

(備考)

別紙 有

無

添付書類（ロ）

登録申請者または、管理建築士 または、両方を○で囲む

略 歴 書

登録申請者
 管理建築士

該当するものに○を付けてください。

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、個人営業の場合は自営と記入してください。

ふりがな		らいちょう たろう		生年月日	昭和35年3月5日
氏 名		雷鳥 太郎		性 別	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女
建築士の資格		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録番号	第8888888号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業の別	
	昭和58年3月31日	雄山大学 工学部 建築学科		卒業	
職 歴	期 間 年月 ～ 年月	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	平成17年4月 ～現在	株式会社 雷鳥建設		代表取締役	
	昭和58年4月 ～平成17年3月	つるぎ建設 株式会社		設計部 建築グループ	

一級建築士の場合は空欄

・上の段から順に、直近のものを記入してください。
 ・空白の期間が無いよう記入してください。建築に関係のない勤務先に勤めていた場合や無職等の場合にも、その旨を記載してください。

2) 建築士事務所登録事項変更届書

富事協様式第3号



一級建築士事務所
二級建築士事務所
木造建築士事務所

登録事項変更届書

次のとおり建築士事務所の登録事項に変更がありました。
(同条第2項)の規定により届け出ます。

「届出者」の欄には、現在（変更があった場合は変更後）の内容を記入すること。

令和 3 年 5 月 14 日 注1 届出者 株式会社 雷鳥建設
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名) 注1 代表取締役 雷鳥 太郎)

富山県指定事務所登録機関
一般社団法人 富山県建築士事務所協会会長

注1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄は変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
注2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。
注3 変更した事項のみ記入してください。

ドロップダウンから選ぶ

建築士事務所	建築士事務所の名称	株式会社 雷鳥建設一級建築士事務所		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級	建築士事務所	
	登録年月日	平成 令和 2年	10月	15日
注		富山県知事登録 第 (00) 66666 号		

変更のある欄のみ

変更前、変更後の内容を記入

変更になった日

項目	変更前	変更後	変更年月日
建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	
建築士事務所の所在地	〒000-0000 〇〇市□□□123-456	〒00X-000X 〇〇市△△△78-9	R3. 2. 10
電話番号	000-000-0000	00X-000X-000X	
開設者の氏名又は 称号・代表者名	ふりがな	ふりがな	
法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別紙1 「役員名簿」のとおり		
開設者の所在地	「法人の役員」、「所属建築士」の変更については 日付のみ記入し、別紙1、別紙2に内容を記入		
電話番号	ふりがな	ふりがな	
管理建築士	ふりがな	ふりがな	
所属建築士	別紙2 「所属建築士名簿」のとおり		R3. 2. 1

※ 変更事項によって添付資料が必要になりますので、
ご提出前に必ず「手引き」を確認してください

処理欄

注意

本届出書の作成者	氏名 : 建築 良一
	TEL : X00-X000-X000
副本返却連絡者 (作成担当者以外の場合のみ)	氏名 :
	TEL :

役 員 名 簿

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名	生年月日
らいちょう たろう 雷鳥 太郎	代表取締役	らいちょう たろう (男) 雷鳥 太郎	代表取締役	昭和 25 年 2 月 5 日
らいちょう いちろう 雷鳥 一郎	取締役	らいちょう いちろう (男) 雷鳥 一郎	取締役	昭和 52 年 5 月 8 日
たてやま さぶろう 立山 三郎	取締役	たてやま さぶろう (男) 立山 三郎	取締役	昭和 33 年 3 月 3 日
いみず ななみ 射水 七美	執行役	うなづき やちよ (女) 宇奈月 八千代	執行役	昭和 38 年 11 月 28 日
				年 月 日
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> ・申請者が法人の場合は、その全ての役員について、 氏名(漢字)、氏名のふりがな、性別、役名、生年月日を必ず記入してください。 ・開設者を筆頭とし、それ以降は、商業登記簿謄本の記載順に記入いただきますようお願いいたします。 </div>				
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 別紙の有無をチェック。 役員的人数が多く、記入しきれない場合は 「有」に チェックを入れ、この別紙1(役員名簿)を 別紙として活用する </div>				
				年 月 日
(備考)				
別紙	有 <input type="checkbox"/>			
	無 <input checked="" type="checkbox"/>	1. 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入すること。 2. 記入欄が不足する場合は、別業に記載した書類を添付すること。		

所属建築士名簿

1 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	一級建築士 二級建築士 又は 木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計 一級建築 士又は設 備設計一 級建築士 である場 合にあつ ては、そ の旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の 交付番号	所属した 年月日
あさひ まちこ 朝日 町子	二級	第123456号	富山県			H27. 7. 11
くろべ いちお 黒部 市男	二級	第654321号	東京都			H27. 7. 12
新しく所属となった建築士を記入						

2 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	一級建築士 二級建築士 又は 木造建築士	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士)	構造設計 一級建築 士又は設 備設計一 級建築士 である場 合にあつ ては、そ の旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の 交付番号	所属を外れた 年月日
とやま じろう 富山 次郎	一級	第99999号		構造設計 一級建築士	第3333号	現行
たてやま さぶろう 立山 三郎	一級	第88888号		設備設計 一級建築士	第2222号	現行
じょうはな たてこ 城端 建子	一級	第77777号				現行
やつお ごろう 八尾 五郎	二級	第66666号	富山県			H27. 7. 10
となみ すみこ 砺波 住子 (旧姓 庄川)	二級 (木造)	第55555号 (第1234号)	富山県 (富山県)			現行
退職した建築士 及び 現行の建築士を記入						
現行の所属建築士は、「現行」と記入						
現行の所属建築士で、旧姓や建築士免許の級種が変更となれば、その旨を記入						

別紙 有
無

一級建築士	3	名
二級建築士	1	名
計 木造建築士	1	名
構造設計一級建築士	1	名
設備設計一級建築士	1	名

一級建築士	3	名
二級建築士	2	名
計 木造建築士	1	名
構造設計一級建築士	1	名
設備設計一級建築士	1	名

1 別紙の有無をチェック。

2 所属建築士の人数が多く、記入しきれない場合は「有」にチェックを入れ、この第二面を別紙として活用する

後 建設士 所属を外れた全員の建設士を記入する。別紙を添付する。

建築士の種類ごとの人数を記入

(参考)

その他建築士事務所の規定については、富山県土木部建築住宅課のホームページにある「建築士事務所を運営していく上での注意事項について」ページ欄、又は建築士法及び同法施行規則を併せてご参照ください。

参考 URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/